

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ服飾・識別品(帽子)製作業務契約書(案)

発注者 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

受注者

上記当事者間において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ服飾・識別品（帽子）製作業務の委託のため、以下の条項（ただし、第4条（ ）、第15条（ ）を除く。）によって委託契約を締結した。

（委託業務）

第1条 発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

- (1) 業務名 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ服飾・識別品（帽子）製作業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、契約締結日から令和8年8月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金_____円（うち消費税及び地方消費税額金_____円）とする。

（契約保証金）

第4条 (A) 契約保証金は、金_____円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者がこの契約を履行した後に、受注者に還付するものとする。

第4条 (B) 契約保証金は、免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の制限）

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務内容の変更等）

第7条 発注者は、契約締結後の事情の変化により必要があると認められる場合は、受注者に対し、理由を明示して、委託業務の内容を全部若しくは一部を変更し、又は委託業務の内容の全部若しくは一部の実施の延期若しくは中止をすることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面により定める。

(調査等)

第8条 発注者は、必要に応じ、委託業務の実施状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、前項の調査の結果、受注者の行った委託業務が別添仕様書に適合しないと認めた場合は、委託業務の手直しを求めることが出来る。この場合の費用は受注者の負担とする。

(委託業務の実施に係る損害)

第9条 委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 委託業務の実施に当たり受注者が発注者又は第三者に及ぼした損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

(成果品の検査)

第10条 受注者は、別紙仕様書に定める業務を完了した場合は、速やかに成果品を発注者に提出し、その検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の検査の結果、合格と認めた場合は、その旨を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、第1項の検査に合格しなかった場合は、発注者の指定する期日までに成果品を補正した上、発注者の再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の再検査について準用するものとする。

(所有権の移転)

第11条 委託業務の成果品の著作権及び使用に関する権利は、発注者が所有するものとする。

2 第1項に掲げる権利は前条の検査に合格したとき、発注者に移転するものとする。

(委託料の支払)

第12条 受注者は、第10条の検査に合格後、請求書により発注者に委託料を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に対し委託料を支払うものとする。

3 前金払及び部分払は行わない。

4 発注者は、各年度において、次に掲げる額を限度として委託料を支払うものとする。

令和7年度 0円

令和8年度 円

(遅延利息)

第13条 受注者は、履行期限までに委託業務を履行しなかった場合は、当該期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じても、発注者は、その責任を負わないものとする。

- (1) 履行期限までに委託業務を履行しなかったとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 委託業務の実施状況が著しく不適当又は不誠実であると認められるとき。
- (3) その他受注者がこの契約に違反したとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第1号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更正手続開始の決定があった場合における同法の管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続き開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

第14条の2 発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除命令措置において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下「受注者等」という。）に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされる場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名あて人となっていない場合にあっては、当該排除措置命令の名あて人に対する当該排除措置命令のすべてが確定したとき）。
- (2) 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名あて人となっていない場合にあっては、当該納付命令の名あて人に対する当該納付命令のすべてが確定したとき）。
- (3) 受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者（受注者が法人の場合にあっては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(契約保証金の帰属)

第15条 (A) 発注者が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第4条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

- 第15条（B）発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数を切り捨てるものとする。
- 2 発注者は、前項の違約金を委託料から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

- 第16条 発注者は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収するものとする。

(暴力団の排除)

- 第17条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記1「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

- 第18条 受注者は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う場合は、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

- 第19条 この契約書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 8年 月 日

発注者 住 所 青森市長島一丁目1-1
氏 名 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長 宮 下 宗一郎

受注者 住 所
社 名
代表者名